

建設現場で働いているみなさん

長引く咳・がん・手腕のしびれ・痛み…

それ、**労災(職業病)**かも



呼吸器疾患

アスベストをはじめ、建設現場はさまざまな粉じんが飛散します。粉じんを吸い込むと呼吸器疾患を引き起こします。肺がんやじん肺、間質性肺炎などは労災の可能性にあります。



筋・骨格系疾患

腰痛や頸肩腕障害など無理な姿勢や肉体的に過重な負担が続くことで痛みやしびれ、頭痛や耳鳴りなどの症状がでることがあります。



熱中症、脳・心臓疾患、精神疾患など

猛暑や過重労働、職場環境等により、建設現場でも熱中症、脳・心臓疾患、精神疾患が増加傾向にあります。適切な工期による労働時間や休憩、良好な職場環境、水分補給などの確保に努め、業務上が起因すれば労災申請しましょう。



振動障害

長期間の電動工具の使用によって、手指、前腕（ひじから手首まで）にしびれや冷え、痛みなどが出てくる可能性があります。



有機溶剤・化学物質

有機溶剤は、急性中毒、慢性中毒、がんなどを引き起こします。種類が多く新しい溶剤は安全性が確立されないものもあり注意が必要です。

POINT

「特別教育」と「特殊健康診断」を

建設作業による疾患を防ぐために、正しい知識と適切な予防が必要です。特定の作業*をする場合は、法律で定められた「特別教育」と「特殊健康診断」を受けましょう。万一、思い当たる症状がある場合は、労災の給付が受けられる可能性があります。

*石綿、粉じん、有機溶剤、振動工具などの作業

自覚症状(これ以外の症状もあります)

- ① 電動工具を頻繁に使う。肩や肘、筋が痛い。手の付け根や指が痛む。
- ② 腰が痛い。あごと腰がまっすぐ向いていない。足の向きと腰の向きがずれている。
- ③ 手首が痛む・動かない。手首や指の皮膚が蒼白、暗紫、発赤。
- ④ 耳(特に左耳)が聞こえづらくなった。
- ⑤ 体が異常に熱く感じ、頭痛や吐き気、めまいなどがあったが、少し休めば良くなった。
- ⑥ 息切れ・動悸が激しく、めまい、頭痛が続く。
- ⑦ パワハラ、セクハラ、無理なことやいじめを受けて悩んで眠れない。
- ⑧ 鼻が痛い。鼻汁が多い。鼻汁の色が異常。
- ⑨ 咳き込む。息苦しい。痰が異常に出て色に変色。呼吸が困難。肺が痛い。

職業病名

(複数の病名が重なる場合もあります)

- ① 上肢障害
- ② 腰痛
- ③ 振動障害・白ろう病
- ④ 騒音性難聴
- ⑤ 熱中症
- ⑥ 心臓・脳疾患
- ⑦ 精神病
- ⑧ 鼻腔、副鼻腔がん
- ⑨ 石綿・じん肺

疑って
みましょう!

労災に関する問い合わせ

全建総連加盟各組合へ

安心して楽しく働ける 未来のある建設業を



事業主のみなさん

労働保険(労災保険と雇用保険)にきちんと加入していますか?

建設業は労働保険が「二元適用事業」となり、労災保険と雇用保険を個別に加入して届け出ないとなりません。「労災保険だけ加入して雇用保険は加入しない」「雇用保険だけ加入して労災保険に加入しない」など、どちらかだけでは不適切な加入となる場合があります。労働者を常時使用する事業主は、必ず両保険に加入しましょう。

労災保険は2種類！事務所(置き場)労災の届け出を忘れずに

二元適用となる建設業では、労災保険が2種類あります。現場労災と事務所労災の2つです。現場労災とは建設現場での事故などが適用される労災保険です。事務所労災とは、現場が特定されない事務所や作業および、現場以外の事務作業をする労働者がいる場合に、事務所内での事故などや通勤(自宅から事務所の往復)の事故が適用される労災保険です。

一人親方 のみなさん

労災保険の一人親方特別加入制度に入っていますか。自らが請負った現場での事故は、元請けの労災が適用されません。「民間の任意労災に入っているから大丈夫」と思っていませんか。民間の任意労災では医療費の支給に上限があったり、アスベストが原因の疾患の場合は対象にならないなど、補償の内容が大きく異なります。組合では、一人親方労災の手続きも簡単にできます。

万が一
の時



労災保険

が万全です

障害補償年金または障害年金

障害補償年金または障害年金は、障害等級表の第1級から第7級に該当する障害に対し、別表1の給付基礎日額に相当する額が支給されます。

障害等級	給付基礎日額
第1級	313日分
第2級	277日分
第3級	245日分
第4級	213日分
第5級	184日分
第6級	156日分
第7級	131日分

遺族補償年金または遺族年金

遺族補償年金または遺族年金は、遺族の数に応じ次表に掲げる額の年金とされ、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて支払われます。

遺族の数	年金額
1人	給付基礎日額の153日分 ただし、その遺族が55歳以上の妻または一定の障害の状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分
2人	給付基礎日額の201日分
3人	給付基礎日額の223日分
4人以上	給付基礎日額の245日分

遺族補償年金または遺族年金の受給資格者がいないときには一時金(給付基礎日額の1,000日分)が支給されます。

全国建設労働組合総連合(全建総連)

〒169-8650 東京都新宿区高田馬場2-7-15
☎03-3200-6221 E-mail:roudou@zenkensoren.org

所属県連・組合名